

令和4年度 徳島県権利擁護推進員養成研修

開 催 要 綱

1. 目的

介護施設等の従事者、管理者を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、身体拘束廃止の推進等、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得することにより、介護現場での権利擁護の取組を推進し、指導する人材を養成することを目的とします。

2. 実施主体

徳島県

3. 実施機関

社会福祉法人 健祥会

4. 日程

	期日	時間		申込締切
A日程	令和4年 8月 5日(金)	10:00～17:00	各30名	令和4年7月25日(月)
B日程	令和4年10月20日(木)	10:00～17:00		令和4年10月5日(月)
C日程	令和4年11月19日(土)	10:00～17:00		令和4年11月4日(金)

※全日程、同じ研修内容です

5. 受講対象者

介護施設等(介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。)の従事者、管理者等であって、指導的立場から権利擁護を推進することができる方を対象とします。

※オンライン受講希望の場合はZoomの操作確認を各自で行ってください。

6. 会場

健祥会トゥモローホール(徳島市国府町東高輪字天満356番地1/TEL:088-642-5112)

7. 定員

各日程それぞれ30名(オンライン含む)

※定員に達し次第、締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※受講決定者には受講決定通知を送付します。

8. 研修方法

来場 又は Web会議システム「Zoom」を使用したオンライン受講

9. オンライン研修受講にあたって

(1) オンライン研修受講にあたり、下記の環境が必要となりますので事前にご確認・ご準備ください。

- ・インターネット環境
- ・インターネットに接続したパソコン等の端末
- ・Web会議用カメラ(※内蔵型端末もあります)
- ・Web会議用マイク(※内蔵型端末もあります)

※受講者が安心して受講できる環境(会議室等の個室での受講をお勧めします)

(2) 研修当日のZoom接続に必要なID・パスワード・URLは、受講申込時に記載いただいたメールアドレスに、研修3日前までに事務局よりメールにてご案内します。

研修資料については、研修3日前までに受講者所属施設・事業所等あてに郵送します。

(3) 研修中はカメラを常時オンにし、離席はお控えください。離席が頻回・長時間に及ぶ場合、修了証書を発行できない場合があります。

10. 研修内容

別紙カリキュラムのとおり

11. 受講料

無料

12. 申込方法・期日

各日程の申込締切までに、受講申込書に必要事項を記入し、FAXまたはホームページ申込フォームよりお申込みください。

13. 修了証の交付

本研修の修了者に対し、修了証を交付します。

欠席、遅刻、早退等で規定の受講時間を満たさない場合や受講態度が著しく不良と認められた場合(※)は修了証書の発行を行わないこともありますのでご了承ください。

※①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為(グループワーク等において消極的な態度も含む)

③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、居眠り、研修に関係のない行為を行う等)

14. 感染症予防対策について

- (1) 研修当日朝に検温をしていただき、37.5度以上の発熱や軽度であっても風邪症状(咳や喉の痛みなど)がある場合、参加をお控えいただきますようお願い致します。
- (2) 会場入口に手指消毒液を準備しますので、手指消毒にご協力をお願い致します。
- (3) 研修中はマスクの着用をお願い致します。
- (4) 当日の健康状態によっては、研修受講をご辞退いただく場合があります。

15. 研修会の延期・中止

- (1) 悪天候、災害等によりやむを得ず本研修を延期または中止する場合は、事業所へ連絡します。
- (2) 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、カリキュラムを一部変更し実施する場合があります。

16. その他

- (1) 昼食については、各自で用意してください。
- (2) 研修会場は、受講者の体調に合わせた室内の温度調節ができませんので、温度調節可能な服装でお越しください。
- (3) 研修中の録音・録画はお断りします。
- (4) 研修を欠席される場合は、事前に事務局までご連絡ください。

17. 問い合わせ先・申し込み

社会福祉法人健祥会 健祥会プレゼンテーション(担当;妹尾、稼勢)

健祥会プレゼンテーションホームページ

<https://www.kenshokai.group/institution/kenkou/presentation/>

〒779-3105 徳島市国府町東高輪字天満356番地1

TEL:088-642-5112 FAX:088-642-5003



(申し込みフォーム)

令和4年度徳島県権利擁護推進員養成研修

カリキュラム

テーマ	内 容
虐待とは (高齢者虐待防止法)	・高齢者虐待防止法の施行の経緯と背景、目的 ・虐待の種類 ・高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲 ・高齢者虐待を受けた利用者の特徴と高齢者虐待を行った職員の特徴 ・高齢者虐待の相談・通報者の特徴 ・高齢者虐待の発生要因 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因
養介護施設・養介護事業所における高齢者虐待防止対策	・養介護施設・養介護従事者の責務 ・高齢者虐待防止への対策の基本的な考え方 ・運営基準改正における虐待防止規定の趣旨、内容 ・高齢者虐待の対策 ・ストレスケア
早期発見と通報義務	・早期発見と通報の義務 ・市町村・都道府県等の対応
身体拘束	・身体拘束禁止規定 ・身体拘束に該当する具体的な行為の例 ・身体拘束による弊害 ・身体拘束をせずに行うケア 三つの原則 ・緊急やむを得ない場合に該当する3要件 ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する際の求められる手続き ・身体拘束の適正化にかかる事業者の責務
事例演習	・事例についての個人ワーク ・事例をもとに、高齢者・職員の気持ちや、背景・要因を分析し、「個人」、「チーム」、「組織」それぞれの対応方法を検討する ・自身が講師となり、自施設で演習を行うことを想定し、指導のポイント・方法を考える ・発表